

預金商品の概要

令和6年9月現在

1. 商品名	はんしん退職金定期預金「 ^{いろいろ} 彩」	
	定期預金プラン（彩定期）	退職金運用＋定期預金プラン ・500万円未満コース（彩運用） ・500万円以上コース（彩運用500） ※投資信託購入額が500万円未満・以上
2. 利用対象者 （1）（2）いずれも該当	（1）退職金受取日から2年以内に、退職資金をお預け入れいただける個人の方 （2）当金庫営業エリア内に居住、または勤務している個人の方 ※退職金は「一時金」で受取された資金を示します。	
3. 預入期間	3ヶ月（満期後は自動継続扱いとなります。）	
4. 預入 （1）預入方法	一括預入 ※お預け入れ済み定期預金の預け替えは対象外です。	投資信託購入と同時に一括預入 ※投信インターネットサービスでご購入いただいた場合は、投資信託購入日を含めた10営業日以内に限りお預け入れいただけます。 ※対象ファンドについては「15. 投資信託に関する注意事項」をご確認ください。
（2）預入金額	100万円以上 ※退職金受取額（税引後）を上限とします。 ※「退職金運用＋定期預金プラン」の定期預金預け入れ可能金額は、投資信託購入金額を上限とします。	
（3）預入単位	1円単位	
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しします。	
6. 利息 （1）適用金利	店頭表示金利に年0.6%の上乗せ（税引後0.478%）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">500万円未満コース</div> ※投資信託購入額が500万円未満 店頭表示金利に年4.0%の上乗せ（税引後3.187%） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">500万円以上コース</div> ※投資信託購入額が500万円以上 店頭表示金利に年6.0%の上乗せ（税引後4.781%） ※適用金利は当初契約日から初回満期日までとし、自動継続後はスーパー定期3ヶ月物の基準金利が適用となります。 ※市場の情勢等により取扱期間内においても内容が変更となる場合がございます。 ※定期預金満期日以降のお利息は、解約日または書替日における当金庫所定利率により計算します。
（2）利払方法	満期日に一括してお支払いします。	
（3）計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。	
7. 税金	受取利息は、源泉分離課税20.315%（所得税・復興特別所得税15.315%、地方税5%）が適用となります。 ※マル優はご利用いただけません。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受ける利	

	子等については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。 ・投資信託は、受渡日以降の解約が可能です。
11. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本人確認書類 (2) 届出印 (3) ご契約時に退職日や退職金が確認できる書類【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・退職所得の源泉徴収票 ・任意継続健康保険証（任意継続以外の健康保険証は対象外） ・健康保険資格喪失連絡票 ・離職票 (4) 通帳（退職金が入金された通帳） (5) その他 <p>当金庫で初めて投資信託を契約、もしくは投資信託口座をお持ちでマイナンバーの届出がないお客様は、マイナンバーカードやマイナンバーが記載された住民票等も必要です。</p> <p>※必要に応じて書類の提出をご依頼することがございます。</p>
12. 金利情報の入手方法	金利はホームページまたは窓口へご照会ください。
13. 預金保険制度	付保対象預金です。同保険の範囲内で保護されます。
14. 組み合わせ商品	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託：当金庫指定のもの ・お申込金額：100万円以上（申込手数料、消費税等を含む） <p>※詳しくは窓口までお問い合わせください。</p>
15. 投資信託に関する注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・購入時手数料が2.2%（税込）未満のファンドは対象外とします。 ・お客様の運用の方針等によっては、投資性商品を勧誘できない場合やご購入いただけないことがあり、本定期預金をご利用になれない場合がございます。
16. 投資信託のご注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は預金、保険契約ではありません。 ・投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 ・当金庫が取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ・当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。 ・投資信託は元本および利回りの保証はありません。 ・投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。 ・外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。 ・投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。 ・投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に、最大3.30%の購入時手数料（消費税込み）、約定口数に乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等は別に投資信託の純資産総額の最大年2.42%（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説

	<p>明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。 ・投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。 ・投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。 ・当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
<p>17. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または本部、リスク管理統括部お客さま相談担当（9時～17時、電話：042-972-8176）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等ならびに埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客さま相談担当、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時 電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまからの上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）または埼玉弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>18. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ATM（現金自動預払機）でのお取り扱いはできません。 ・名義人ご本人さまによるお預け入れに限ります。 ・通帳式定期預金への作成のみ可能です。 ・両プランとも、お預け入れの原資は退職金に限ります。 ・退職金の支給額に関わらず、税金等の各種控除後、実際に口座に入金になった金額が上限になります。 ・「定期預金プラン」と「退職金運用+定期預金プラン」の併用申込は可能です。 ・同一資金でのお預け入れは1回限りです。 ・お一人様につき、当金庫本支店のうちいずれか1店舗のみお預け入れ可能です。 ・金利情勢の大幅な変化があった場合、本商品のお取り扱いを終了させていただく場合がございます。

商号等：飯能信用金庫
登録金融機関：関東財務局長（登金）第203号